

子育て
応援中

ひとり親家庭の自立を支援しています

生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている、ひとり親家庭のために経済的な自立を支援するために資金を給付する制度があります。安心して子育てしながら、スキルを身につけましょう。

1 ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業

ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業とは？

20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母が、就業に結びつきやすい資格を取得することを支援する事業です。専門学校等で受講する際に、その受講の全期間（上限2年）について高等技能訓練促進費を、さらに受講修了者には入学支援修了一時金を支給します。

対象になる方は？

市内にお住まいのひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

- ① 児童扶養手当を受けているか、または同等の所得水準である方。
- ② 養成機関で2年以上の過程を修了し、対象資格の取得が見込まれる方。
- ③ 就業または育児と就業の両立が困難であり、資格取得後の就業が効果的に図られると認められる方。
- ④ 過去に高等技能訓練促進費の給付を受けたことがない方。
- ⑤ 通学制の養成機関で就学する方。（通信教育は含まない）

支給額は？

	高等技能訓練促進費	入学支援修了一時金
住民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円
住民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円

対象資格は？

- ①看護師、②准看護師、③介護福祉士、④保育士、⑤理学療法士、⑥作業療法士

申込方法は？

高等技能訓練促進費の申請には事前相談が必要です。事前相談では、資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などを確認し、支給の必要性を審査します。相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。（定員制）



2 ひとり親自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親自立支援教育訓練給付金事業とは？

20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母の就労による自立を支援するもので、就労に有利な資格取得のため教育訓練を受講する方に給付金を支給する事業です。

対象になる方は？

市内にお住まいのひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準である方。
- ② 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方。
- ③ 教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方。
- ④ 過去に、ひとり親自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方。

支給額は？

受講経費の20%（上限10万円 下限4,000円） ※ただし、対象の教育訓練を終了した場合に限る。

対象講座は？

情報、事務、専門的サービス、営業・販売・サービス、社会福祉・保健衛生、自動車免許・技能講習、技術、製造など、さまざまな分野が対象になっています。詳しくは、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（厚生労働省 http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza）をご覧ください。

申込方法は？

給付金を希望する方は事前相談が必要です。事前相談では受給要件や職業生活の展望などを確認し、自立が効果的に図られるかどうか、受講の必要性について判断します。相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。（定員制）
受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

「子育て支援センター」
子育て支援施設



子育てのことで悩みごとや困りごとはありませんか？「周りに相談できる人がいない」「こんな相談しても大丈夫なの？」など、どなたでも子育てに関する相談ができます。



子育てについての相談のほか、おやつ作りや絵本の読み聞かせなどの、子育て講座を開催しています。また、市の子育て関連情報の提供、親子の交流や情報交換の場としても利用できます。



▲ 支援センター内のホール



▲ 支援センター内の図書室